

第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 策定について

1 第9期計画について

- 「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき市町村が定めるもので、国の基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。
- 「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」は、老人福祉法に基づき市町村が定めるもので、老人居宅生活支援事業や老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画です。
- 「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」は、一体のものとして作成されなければならない、と法で定められています。
- 今回、策定する計画は、令和6年度から令和8年度を一期とする第9期計画となります。

2 計画策定に向けた今後の予定

- アンケートの実施 令和4年12月から令和5年1月
- 第1回策定委員会 令和5年3月22日
- アンケートの集計 令和5年3月
- 計画素案の作成 令和5年4月から7月
- 第2回策定委員会 令和5年8月～9月頃
被保険者調査、事業所調査の結果、計画内容について
- 計画案の作成 令和5年9月から11月
- 第3回策定委員会 令和5年11月～12月頃
計画内容、計画策定（案）について
- 市民コメントの実施 令和5年12月から令和6年1月
- 第4回策定委員会 令和6年2月～3月頃
計画に係る市民コメント等について
- 計画の決定及び公表 令和6年3月

3 日高市の現状と第8期計画について（別紙）